

桜井市立図書館 団体貸出の利用について

2025年4月改定

■ 桜井市立図書館では、下記のとおり団体貸出サービスを行います。

1. サービスの対象

- ・市内の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・幼稚園・保育所・認定こども園・学童保育
- ・市内にその活動の拠点を置く法人その他の団体および市内の各地域を中心として、主体的に読書活動を行う団体で図書館長が適当と認めるもの
- ・奈良県の官公庁に類する、主体的に読書活動を行う団体で図書館長が適当と認めるもの

2. 貸出カードについて

- ・カード1枚につき50冊以内、8週間まで貸出ができます。

3. 貸出できる資料について

- ・**新しく入った本・成人雑誌・視聴覚資料や参考図書等の禁帯出を除く資料**が対象です。
- ・視聴覚資料のうち、マルチメディアディスクは貸出できます。ただし、著作権により利用対象に制限があり、ご利用いただけない場合があります。詳しくはご相談ください。
- ・成人小説等、予約が多い資料やその可能性のある資料は貸出できない場合があります。
- ・同時期に他の利用者や団体貸出の利用が見込まれるものについて、一部貸出を制限する場合があります。

4. 貸出・返却について

- ・図書館の開館時間中であれば、ご自身でお選びいただいた資料を貸出することができます。
- ・図書館へ資料の選書を依頼される場合は、**貸出を希望される日から2週間前までに、希望される内容を「団体貸出申込書」に記載して図書館に提出**してください。資料をご用意できましたらご連絡いたしますので、受け取りにお越してください。
- ・返却は図書館カウンターまで直接ご持参ください。ブックポストは、容量の都合上ご利用にならないようお願いいたします。
- ・貸出の際に貸出リストを2部出力します。1部をお渡ししますので保管してください。もう1部はご署名をいただき図書館で保管します。
- ・**返却の際には、お渡しした貸出リストで資料を照合してから期限内にご返却**をお願いします。

5. その他

- ・貸出中の本に予約が入った場合など、返却予定日前に返却をお願いする場合があります。
その際には、恐れ入りますが速やかに対象資料のご返却をお願いいたします。
(この場合に限り、ブックポストでの返却可能です。)
- ・貸出中に紛失破損等が発生した場合は、セロテープ等で修理せず図書館へ申告をお願いします。
修理不可能な場合の資料は、登録団体の責任で賠償手続きをお願いします。
- ・そのほか不明点等がございましたら、図書館までお尋ねください。



桜井市立図書館 指定管理者
(株) 図書館流通センター
(団体貸出・学校支援担当)
TEL 0744-44-2600
FAX 0744-44-2528